

令和8年4月14日

報道機関各位

佐賀県後期高齢者医療広域連合長 實松 尊徳

窓口負担割合の誤判定について

平素より後期高齢者医療制度にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

このたび、当広域連合の構成市町の佐賀市において、令和4年10月から導入された後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直し（2割の新設）に係るシステム設定に不備があり、本来2割負担と判定すべき被保険者について、誤って1割負担と判定していたことが判明しました。

1 発生原因

佐賀市における窓口負担割合の判定のためのデータ抽出システムの設定に誤りがありました。

具体的には、窓口負担割合の判定に用いる所得は、所得控除後の所得残額とすべきところ、住民税が非課税の場合、一律に「0円」として扱う設定となっていました。

これにより、本来は、所得が一定額を超える場合には2割負担と判定すべきところ、一部の被保険者について誤って1割負担と判定していました。

※この事案を受け、全市町の確認を行いました。他の市町では同様の事案は確認されませんでした。

2 影響内容

本来2割負担とすべき医療費について、1割負担として取り扱われていたため、本来ご負担いただくべき自己負担額との差額が発生しています。

3 対象者

62人

4 対応状況

(1) 対象者への対応

佐賀市では対象者を個別に訪問し、本件の説明及びお詫びを行いました。

今後、対象者ごとに過去の医療費を調査し、本来の自己負担額との差額について、請求を行ってまいります。

なお、対象者の負担に配慮し、納付方法等については丁寧に対応してまいります。

(2) システム設定

佐賀市のシステムの修正は完了しており、現在は正しい負担割合が適用されています。

今後、制度改正に伴うシステム設定にあたっては、市町に対して確実に仕様確認を行うよう周知を徹底し、再発防止に努めてまいります。

被保険者の皆様にはご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

【お問合せ】 佐賀県後期高齢者医療広域連合
業務課長 秀島 業務課資格賦課係長 堤
電話 0952-64-8476